

**立川駅南北公衆喫煙所における
広告掲載に関する募集要項【令和8年4月開始】**

1. 施設の概要等

(1) 施設の概要（案内図等は別紙1参照）

	北口	南口
施設の名称	立川駅北口公衆喫煙所	立川駅南口公衆喫煙所
所在地	立川市曙町2-4先	立川市柴崎町3-6先
竣工年月	令和3年4月	
敷地（延床）面積	14.95㎡（12.77㎡）	12.30㎡（10.59㎡）
構造	軽量鉄骨造（準耐火構造）	
収容人数	最大15人※	最大12人※
設備	エアコン、脱臭機、電子錠、灰皿	

※脱臭機の許容する収容人数を考慮して、利用人数を制限して運用

(2) 利用可能日時

毎日 6時～22時

下記の時間は清掃のため利用不可

喫煙所	清掃時間（利用不可）
立川駅北口公衆喫煙所	午前：9時～9時30分（日曜日は9時～9時40分） 午後：15時30分～16時
立川駅南口公衆喫煙所	午前：10時～10時30分（日曜日は10時～10時40分） 午後：16時30分～17時

(3) 利用者実績（一日当たり）※

喫煙所	R3（5月～）	R4	R5	R6
立川駅北口公衆喫煙所	1,130人	1,222人	1,497人	1,284人
立川駅南口公衆喫煙所	867人	867人	1,131人	1,024人

※R3及びR4は各月の平均値。R5及びR6は任意の平日及び土日1日の平均値

(4) 利用者属性（R7.6.4～R7.7.4調査 回答者数：北口105人 南口93人）

【年齢】

喫煙所	20代	30代	40代	50代	60代以上
立川駅北口公衆喫煙所	21%	15%	28%	25%	12%
立川駅南口公衆喫煙所	20%	24%	20%	23%	13%

【1週間の利用回数】

喫煙所	1～2日	3～5日	6～7日
立川駅北口公衆喫煙所	52%	37%	10%
立川駅南口公衆喫煙所	57%	37%	6%

【喫煙所利用前後の行動】

喫煙所	利用	駅	会社・学校	飲食店	商業施設
立川駅北口公衆喫煙所	前	45%	17%	17%	21%
	後	33%	28%	7%	32%
立川駅南口公衆喫煙所	前	41%	26%	17%	16%
	後	46%	25%	11%	18%

2. 広告の内容等

(1) 広告の内容

商品名、企業名、団体名等の文字とロゴ等の組み合わせを基本としたポスターとします。

なお、下記の立川市広告掲載規則第5条に規定されている事項等に該当する場合は、広告を掲載できません。

- ・ 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ・ 風俗営業等に係るもの
- ・ 公序良俗に反するおそれのあるもの
- ・ 政治活動又は宗教活動に係るもの
- ・ 社会問題、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- ・ 暴力団等の活動に係るもの
- ・ 市の品位を損なうおそれのあるもの又は市の広報内容に反し、若しくは市の名誉を傷つけるおそれのあるもの
- ・ 青少年に対し飲酒や喫煙等を助長する恐れのあるもの

(2) ポスターの作成・設置等

- ・ デザイン、作成及び経年劣化・破損による補修等に係る費用はすべて自己負担となります。
- ・ ポスターの内容は広告掲載基準を満たしたものとします。
- ・ ポスターのサイズは原則としてA1（594mm×841mm）縦型とします。
- ・ 色調やデザイン等については、喫煙者が利用を躊躇したり、不快に感じたりするなど、喫煙所としての利用環境を損なう恐れが無いものとします。
- ・ ポスター内又は広告掲載箇所付近に次の文言を記載することとします。
「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、広告の内容を市が推奨するものではありません。」
- ・ ポスターボードは市が壁面に設置することとします。
- ・ ポスターの掲示にあたっては、別途、市と協議するものとします。
- ・ 経年や利用環境により著しい劣化が見受けられた際には、市から掲載者に補修等の依頼又は指示を行うこととします。
- ・ 掲載承認期間中のポスターの変更は可能ですが、広告掲載基準を満たしているかを確認するため、市と事前に協議が必要になります。

3. 応募方法

(1) 提出物

- ① 広告掲載申込書
- ② 登記事項証明書又はその写し（法人の場合）
- ③ 住民票の写し、運転免許証又はマイナンバーカードの写し（個人の場合）
- ④ 広告物の原稿の見本または広告内容等の概要書

(2) 提出先

〒190-8666 立川市泉町 1156 番地の 9
立川市環境資源循環部環境政策課環境推進係 宛

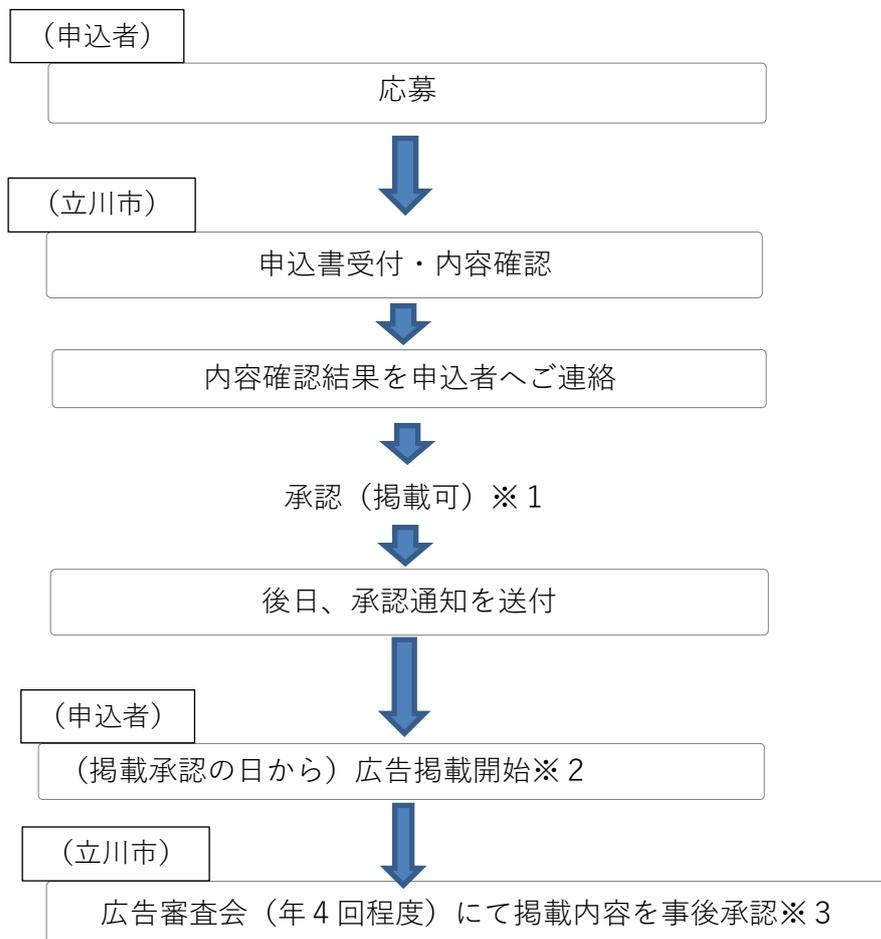
(3) 注意事項

- ・ 原則として、申込書の提出後の取下げは認めませんので、提出の際は十分検討をされたうえでお願いします。

4. 広告掲載事業者及び区画の決定について

広告掲載事業者及び区画は、先着で決定します。ただし、申込が同日に複数あった場合は抽選のうえ決定します。

【応募から掲載承認までの流れ】



※1 内容確認結果が否認だった場合、再度申込は可能です。

※2 掲載承認の日であっても、施設の利用状況等によって広告物の掲載作業ができない場合があります。

※3 不承認の場合は、広告物の変更や広告掲載の中止となる場合があります。

5. 広告掲載期間

広告掲載期間は、最長で掲載承認の日から当該年度の3月31日までとします。年度途中の広告掲載料については「6. 広告掲載料(2)」を参照ください。

【令和8年度の応募時期及び掲載開始日】

応募時期	掲載開始日(予定)
令和8年2月20日(金)～令和8年3月13日(金)	令和8年4月1日(水)以降
上記期間に応募が無かった場合は随時	随時

※広告掲載期間は最長1年間です。次年度以降も広告掲載を希望される場合は、応募時期に再度申込書を提出することができます。

※次年度以降の応募時期や応募方法等につきましては、決定次第、市ホームページで公表します。

6. 広告掲載料

(1) 広告掲載料

喫煙所	広告掲載場所
	脱臭機横 A1 (594mm×841mm)
立川駅北口公衆喫煙所	55,000円 (税抜50,000円) /月額
立川駅南口公衆喫煙所	

※ 広告掲載場所の詳細については、別紙2をご参照ください。

※ 公衆喫煙所1か所1枠を1単位とします。

※ 南北の公衆喫煙所について同時に申込をすることもできます。その場合、1年間の広告掲載料は1,320,000円になります。

【計算例：55,000円×12か月×2か所＝1,320,000円】

※ 最低掲載期間は1か月とします。月の途中から掲載した場合であっても1か月分の広告掲載料をお支払いいただきます。

(2) 年度途中からの広告掲載料

掲載開始月から当該年度の3月31日までの月数に応じた広告掲載料を決定します。

例：9月掲載開始の場合、掲載期間は9月～翌3月の7か月となりますので、
広告掲載料は385,000円となります。

【計算例：55,000円×7か月＝385,000円】

(3) 広告掲載料の支払期限

広告掲載料は、金額の決定のあった日から指定する日までの間に、その全額を納入ください（掲載開始月から掲載終了月までの月割計算になります）。

7. 広告掲載期間の終了

掲載期間終了後は、原則として市が広告を撤去・破棄します。但し、再度申込書を提出し、引き続きの承認を受けた場合には、同じ広告を継続して掲載することが可能です。

8. その他

施設の不具合等によって喫煙所を一時的に閉鎖せざるを得ない場合であっても、広告掲載料の返還は実施しません。但し、閉鎖期間が月の過半の長期にわたる場合は、市と協議の上、取り扱いを決定するものとします。

募集要項に記載の無いことについて疑義が生じた場合は、市と協議の上、取り扱いを決定するものとします。

【提出先・問合せ先】

立川市環境資源循環部環境政策課環境推進係

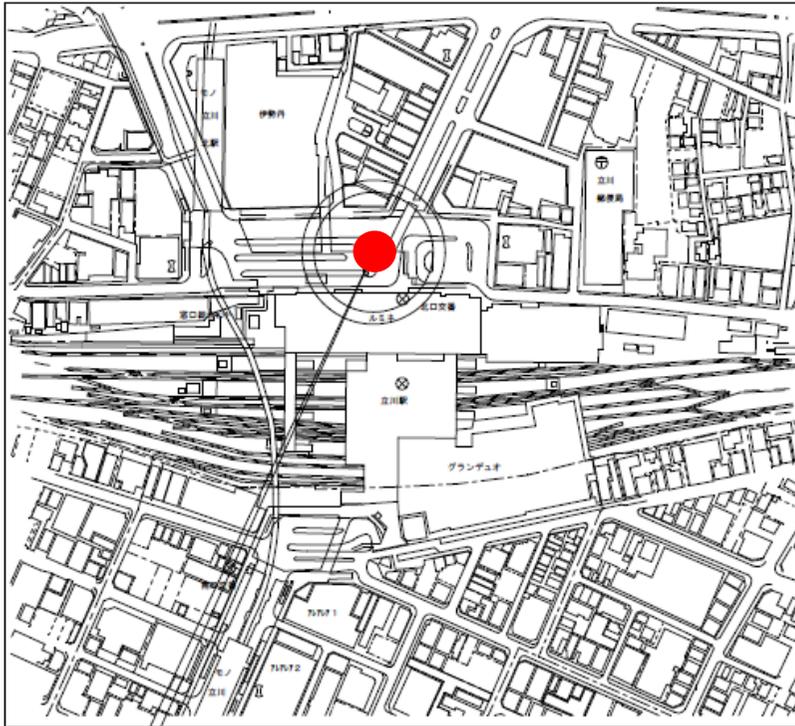
〒190-8666 立川市泉町1156番地の9

電話番号：042-523-2111（内線：2243・2244） Fax番号：042-524-2603

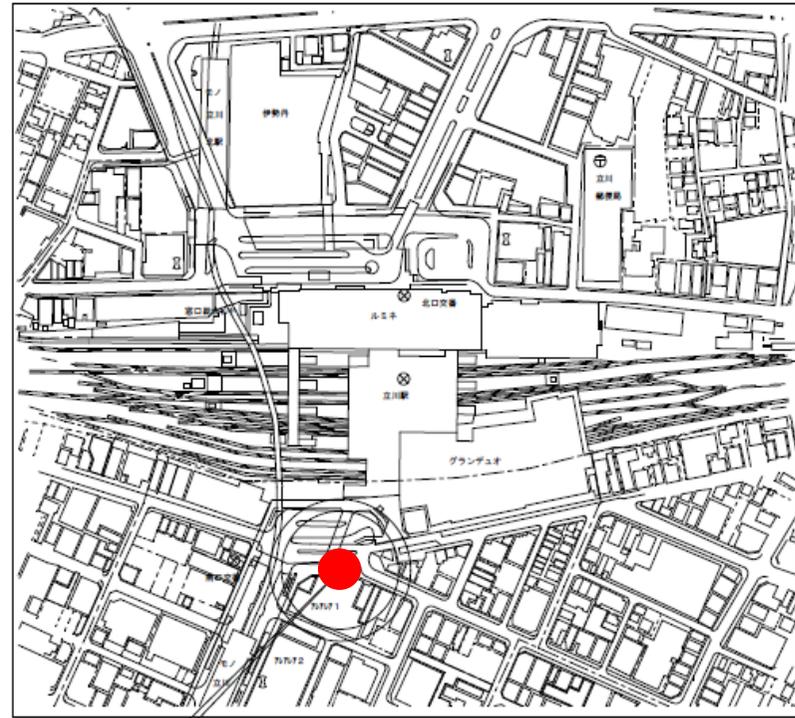
e-mail アドレス：kankyouseisaku@city.tachikawa.lg.jp

別紙 1 : 案内図等

【立川駅北口公衆喫煙所】

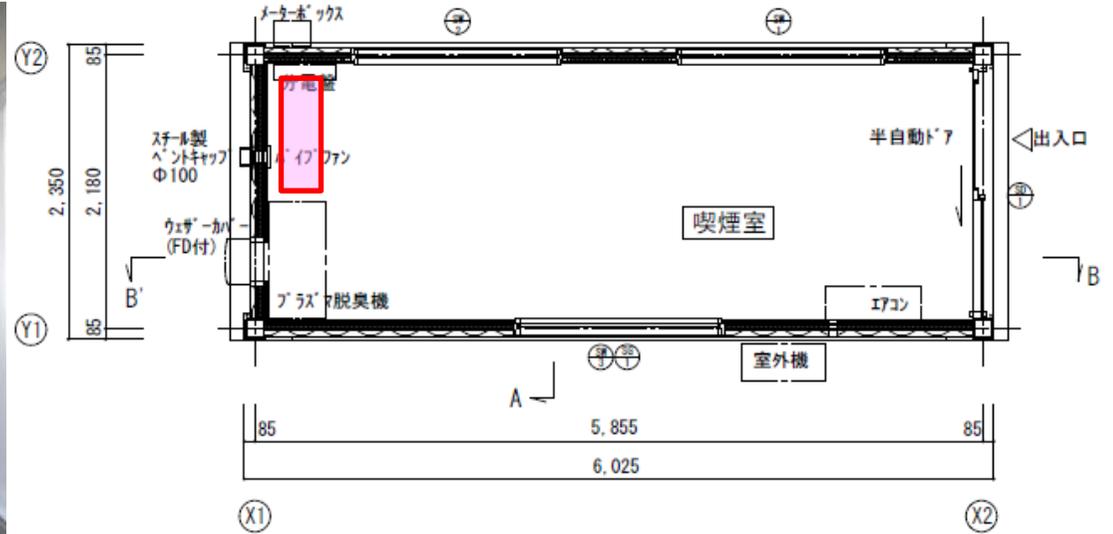


【立川駅南口公衆喫煙所】



別紙2：広告掲載場所

【立川駅北口公衆喫煙所 脱臭機横】



【立川駅南口公衆喫煙所 脱臭機横】

